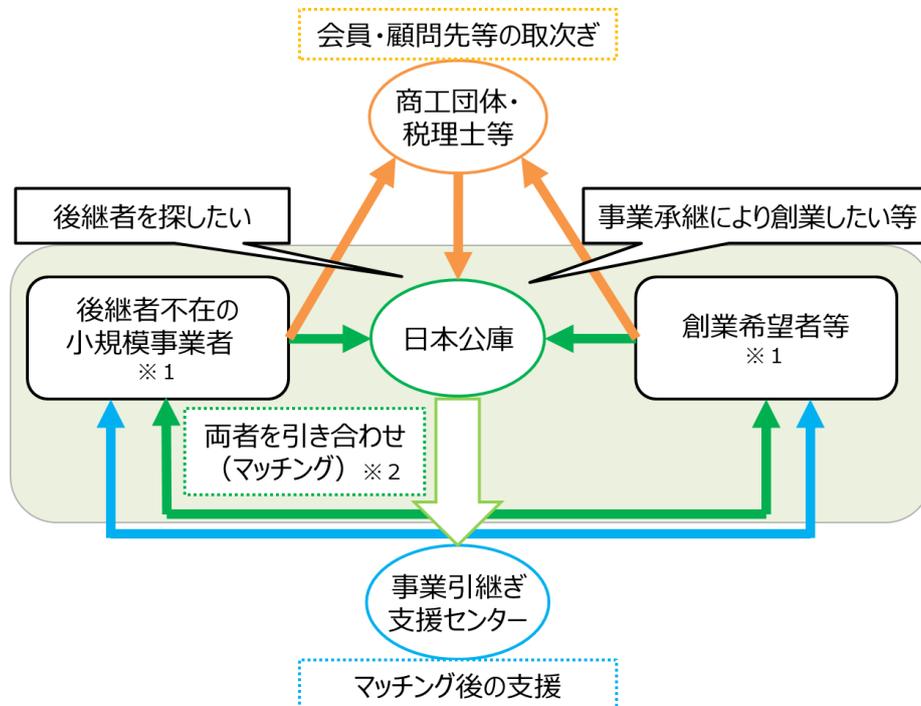


## (参考資料5)日本政策金融公庫「事業承継マッチング支援」

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)国民生活事業本部(小規模事業者や創業企業向けの事業資金融資等を担当)は、事業承継・引継ぎ支援センター等と連携し、令和2年4月から、「事業承継マッチング支援」を、全国規模(沖縄県を除く各都道府県)で実施。

### ◆「事業承継マッチング支援」の概要

「事業承継マッチング支援」は、後継者不在の小規模事業者(※1)から、「第三者に事業を譲り渡したい」というニーズを引き出し、「他の事業者から事業を譲り受けたい」という事業者等(※1)の中から希望条件の合致するケースを探して、両者の引き合わせ及び引き合わせ後に生じる事業・株式譲渡の手続を支援する取組である。



※1 本サービスは原則として、日本公庫に事業資金の借入残高がある企業を対象としているが、借入残高がない企業であっても、商工会議所・商工会、生活衛生同業組合、税理士等の中小企業・小規模事業者支援に取り組む団体又は専門家からの紹介により、本サービスを利用することが可能である。

※2 引き合わせ(マッチング)後に生じる事業・株式譲渡の手続において、専門家の支援が必要な場合は、事業承継・引継ぎ支援センターへの取次ぎを行う。

### ◆「事業承継マッチング支援」の主な特徴

- ① 事業を譲り受けて創業する者も対象である。
- ② 日本公庫の専任担当者が、顧客の希望を踏まえ、マッチング候補先を探す。
- ③ 譲渡希望・譲受希望いずれの者も、本サービスを無料で利用できる。